

## 平成30年度 札幌方面留置施設視察委員会の意見と措置

平成30年度中に札幌方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置業務管理者（警察署長等）に対して述べた意見と、これを受けて令和元年度までに講じた措置の概要は次のとおりです。

### 札幌方面留置施設視察委員会の意見と措置の概要

	意見	措置
1	告知書の文字が小さく見づらい ため、改善措置を検討願いたい。	これまでA4版サイズのみで あったものを、2倍の大きさとな るA3版サイズの告知書も用意し、 改善措置を完了しました。
2	居室トイレドアと臭気防止カバーが一部重なっており、衣類等を挟み込める状態であることから、 改善措置を検討願いたい。	重なる部分を切除し、改善措置を完了しました。
3	裏通路にあるロッカーが転倒した場合、看守者等が受傷するおそれがあるので、改善措置を検討願いたい。	該当するロッカーに対して転倒防止措置を講じており、改善措置を完了しました。
4	一部の居室トイレ窓が曇り、トイレ内が見えづらい状態となっているので、改善措置を検討願いたい。	当該トイレ窓の取替えを行い、改善措置を完了しました。

令和2年4月

北海道警察本部留置管理課